

して我等と共に加ふる問題に關して討究せしめ、我等は彼等を助けて正しく辨別する所あらしむるを安全なりとす。まづ第一に家庭に於ける兒童間に起ることに就いて論じ、然る後更に歩をすゝめて成人せる場合に起ることに論及し、あらゆる種類の人の間に起る、あらゆる種類の専念なる行為につきて説明するを要す。總じて一の大なる倫理上のことを教訓するには、家庭の喜び及び悲しみをあげてこれが説明の手段とすべし。我等はまづ専念なる習慣を生ぜしむる根本となる人間の本能性を探究せざるべからず。而してかゝる専念なる行為の獸性的の半面と及び之を拘束することなきために全品性の上に及ぼす害悪とを弱年の人に示すは甚だ肝要のことなりとす。我等はかゝる性質が多少すべての人に存し、而して凡ての人は内心自らこれと戦ひつゝあるを認む。故に我等はこの専念なる性質を直に特殊の人にのみ存するものなりとはいはず。只我等は兒童等をして凡ての人は善傾向を有する如く、また悪傾向をも有せることを覺らしめ、而してこの専念の性質はこの悪傾向の一なることを知らしむるをよしとす。然れども余は人が自己の他よりも勝れたることを主張することを非

とするにあらず。總じて凡てのことはこれをなす方法の如何によりてその結果は異なり。老と若きとの別なく、人が多くの味方を得或は多くの敵を作るも、自己の悪傾向を拘束する方法の如何に因らずんばならず。されば人は自己の他に勝れたることを主張するにも、その方法よからば他に愛せられ敬せらるべく、その方法あしからば他にいやしまれ憎まるべし。故に我等は能力の點に於いて年齢の點に於いて經驗の點に於いて、その他種々の點に於いて、我等よりも劣れるものに接觸する方法に關して深く考慮する所なかるべからず。次に本章の最後に他の忠言を納るゝことを論ぜる條は頗る重要なことにして、これがために別に一章を設くるも亦可ならむ。さて我等は年少者が長上に對する時の態度につきて論じ、而してその態度は如何ならざるべからざるかにつきて考究するを要す。而して我等は更に各人はある點に於いて他にすぐれたると同時に、他の點に於いては他に劣れることを明らかにし、且他の忠告を聴くことを拒むはその人の弱點——むしろ卑怯なることを説明せざるべからず。我等はまた茲に忠告を與ふる方法及び忠告を受くる方法の善悪を區別して兒童に示す好機を有

す。この時教師は忠告を最も有効ならしむるには如何なる方法を用ゐるべきかにつきて児童に答へしむるを可とす。我等は今小児の家庭生活に關聯して之を論ずれども、また成人せる後のあらゆる場合に應用するを得べし。説明圖としては、兄弟が弟妹のために、その仕事を助け、或はその便益を謀りつゝあるさまなどを描けるものを示すべし。同時にまた專恣の性質が不意に發せる際に、人の顔面に現るゝ不快なる容貌を示すも妙なり。壓制的の醜き顔容は實に嫌惡するにたへたり。而して人は之を見て、かゝる顔容をなすとを耻づるなるべし。我等は児童をして他人の位置に立ちて自己を見しめんがために此種の繪畫を示すことによりて、屢々有益なる實驗をなすを得べし。

## 第九章 母に對する義務

俚諺

- 母は母なり、凡ての生けるもの、内最も神聖なるものなり。
- 児童の叫喚はむしろ母の嘆息にまされり。
- 一人の母のある所誰かその子を他の母のために與へたりしぞ。
- 児童を腕もて抱く人は、母をば心もて抱く。
- 母の心は常にその子をはなれず。
- 各の母の子は皆美し。
- 自己が母のために盡さざるもの、誰がためにかよく盡すべき。
- 雄鳥はひろき野にうたひ雌鳥はものが巢に歌ふ。(ロウエル)

講話

私はさきに、我々は父母に對して非常な義務を負うて居る即ち小兒の時には兩親に從順でなければならず、大人になつた時は彼等を大いに世話せねばならぬ義務があると申しました。今私は特に母親のことに就いて今少し御話いたさうと思ひます。所て父と母との中、どちらが勝つて居るでせうか我々はいづれを一層と尊敬せねばならぬでせうか。いふまでもなく、父と母はいづれもまさりおとりはありませぬ、我々は兩方をひとしく尊敬せねばなりません。何故かといふに、二人はひとしく我々の親ですから。

併し、兩親に優り劣りはないにしても、二人の間に何か異つた所はありますまいか。即ち外面上父が母に勝つて居る點は何でせう。

思ふに父は金を儲けることにかけては母よりも勝つて居ます。但父がこの點で母に優つて居る理由は、單に男女の別があるからばかりでなく、父は外に出て働き、母は主に家に居て家事を司る役目だからです。さてその外に父が母に優つて居る點は何でせう。

例へば母が危険の時に、父は之を保護するのは何故でせう。諸君は直ちに自分の妻だから保護するのだと仰しやるでせう。誠にさうにちがひありません。まかしそれが唯一つの理由だとすれば、母の方でも父をば自分の夫だから保護せねばならぬといふことになるでせう。まかし實際は母が父を保護せねばならぬといふことはあります。せんのは何故でせう。これはいふまでもなく、母が父程に強くないからであります。總じて父は母よりも力がまさつて居ます。母の危険に際して父が保護するのはこのためです。

然らば弱いものと強いものとの間の關係に、如何な道徳上の規則があるでせうか。いふまでもなく、強いものは弱いものに對して特殊の保護を與へねばならぬのであります。

この關係から推すと、母の言付に叛くは、父の言付に叛くより一層悪いことでありますまいか、如何でせう。これは或は諸君には一寸わかりかねるかもしれぬ。然らばもつと精しく御話ませう。

思ふに年老いた母に對して孝養を怠るのは、父に對して孝養を怠るのよりも悪くはありませぬまいか。あそらくこれについては諸君は異議ありません。何となれば母は父よりも弱いから、父程に自分の用を辨ずることが出来ませんからです。だから我々は強い父よりも弱い母に對して特に注意して仕へねばなりません。

所で子供が言付を守らなかつた時は、その子は親から罰せられるでせう。然るに子供は大きくなるにつれて力もだん／＼強くなります。そして遂には言付を守らなくても母親から罰せられるのを防ぐことが出来るやうになります。けれども父親から罰せられるのはさう容易く防ぐことは出来ません。然らば我々を罰することが出来る親の言付を守らぬのと、罰することが出来ない親の言付を守らぬのは、どちらが悪いでせう。

諸君は或は不従順はやはり不従順だ、どちらにも差異はないと仰しやるかも知れぬ。しかし、さつきにも申した通り、母は父ほどに強くありませんから、我々は母に對して特に注意すべき義務がありはしませんまいか。

人をうたばおのれと同じ大きさの人をうて、といふ諺もあります。自分に對して抵抗することも出来ず、防禦することも出来ないものに害を加ふる子供は實に卑怯な子といはねばなりません。

母から言ひつけられたことをしない子供は、自分よりも小さくて弱いものを打つたり、いぢめたりする人に似寄つた所があります。即ち母の言付を守らない子供は不従順な子であるばかりでなく、また卑怯な子であるのです。だから諸君は、阿母さんが諸君を容易く罰することが出来ぬならば、一層阿母さんに對して従順でなければなりません。

私はかつて一人の子供の話を開いたことがあります。その子は自分の母が何事かに就いて耻ぢて居た時、母を辯護して、阿母さんのなさつたことは正しかつた、阿母さんはいつても正しいことばかりです。阿母さんのすることはよし間違つて居ても正しい、何故なれば阿母さんは決して間違つたことをしないから、といひました。どうです、こんなことをいふのは可笑しいぢやありませんか。凡そ完全無缺の人は

一人もない筈、それにこんなことをいふのは少し亂暴のやうに思はれます。さりながら、その中に現れて居る感情は間違つて居ません。何故なれば、人は自分の母のために辯護せねばなりませんから。

然らば母に對して特に如何なる義務があるかといふに、母は我々ほど強くありませんから、必ず心をとめて母に仕へねばなりません。

併し諸君は力があるといふことを尊ぶてせう、強いものを尊敬するてせう。然るに母よりも強い父を一層多く尊敬することなく、双方とも同様に尊ばねばならぬといふのは、何故てせう。

それは外でもない、母は腕力や體力こそ弱い、他に非常に強い所があります。我々が母を尊ばねばならぬのは、また母にこの強い所があるからでもあります。

然らばその我々を尊敬せしむる母の強い力といふのは如何な種類のものてせう。腕の力でもなく、手先の力でもなく、また足の力でもないとするれば、何てせう。それは即ち心の力、又は意志の力であります。

所でこの意志の力は如何な時に現れるかといふに、母が我々の世話をして呉れる時、若しくは我々のために耐忍する時であります。いま母が我々のために世話をして呉れることを諸君と共に數へて見ませう。

たとへば母は我々の病氣の時には、自分は終夜眠らずに介抱して呉れます。或は我々のすきな食物を拵へて呉れます。或は自分の疲れて居るのも厭はずに、我々のために本を讀んで呉れたり、面白い話をして聞かせます。或は頭痛がしたり、半病氣の時も我慢して我々のために衣服を繕ふたり、洗つたりして呉れます。そしてこれらのことをするのには、みな身體の力ではなくて、心又は意志の力であるのです。

母が父よりも弱いに拘らず、やはり我々が母を尊ばねばならぬのは、この力があるからです。即ち母の心力は、父の體力と同様の強さがあるからです。

さて母が特に自分の日常生活に關してなして呉れる所のもは何かといふに、母は我々に家庭的精神を起させます。即ち我々が家庭生活の幸福を受くことが出来るのは、主として母の御蔭です。この點から見て、我々は母を家庭の女王と呼ぶのは至極

適當だらうと思ひます。

眞の女王は臣民を支配するに愛を以つてします。よし女王は時としてその命令を嚴に守らせることもありませんが、その眞の精神は矢張愛であるのです。母が子供に對するのちやほりその通り。

次に臣民は女王に對して如何にせねばならぬかといふに、忠實でなければなりません。して見ると母に對してまた忠實でなくてはなりません。何故かといふに、母は家庭の女王ですから。

さて家庭の女王に對する忠實心を現すには如何にすればよいでせうか。いふまでもなく、我々は母の欲する通りに振舞ひ、少しもその意に悖るやうなことがないやうに心掛けねばなりません。これが即ち我々が母に對して忠實であることを示す最もよい方法であるのです。

要するに、我々の母は我々に家庭的精神を起させて呉れます。また精神上的の強い力を持つて居ます。そして家庭の女王ともいふべきものであります。所で大人が自分

の母のことを話す時に屢々口にする感情は何でせう。これ即ち母の恩といふこととあります。

今これに關する一二の諺を御目にかけてませう。その一つは次の如きものです。

母は母なり、凡ての生けるものゝ内最も神聖なるものなり。

この諺の意味は、神様を除いて、自分の母程有難いものはないといふことであります。諸君は全くこの通りの語でなくとも、これと同じ意味のことをいつた諺や歌を御聞きになつたことがありますでせう。

所でこの神様を除いて自分の母程ありがたいものはないといふ考へは如何して起つたのでせう。こんな考へは、我々の住んでる所ではかり正しいでせうか、外國にはこんな意味の諺はありませんまいか。

いやさうでない、世界中至る所人が開けて家族をなして住んで居る所には、母に對してこんな考へを抱かぬものはありません。

然るにあらゆる人間はすべてこんな考へを抱いて、そしてよくこれを守るかといふ

に又さうでもありません、何故かといふに、何處にも我愆な卑しい、そして善い感情を持つて居ない人が少し宛は居ます、そしてそんな人々は母の恩を辨へて居ませんから併し、こんな例外の人間が少しは居ても、大體からいへば、この諺に現れて居る感情は、世界萬國皆共通であります。遠く歐羅巴に行つても、亞米利加に行つても、また印度でも支那でも、また日本の隅から隅までも、人は皆こんな感情をもつて居ます。所で、この母に對する特別の尊敬の情は何故に起るのでせう。諸君はこれを如何説明します。

否、これは實に自然の感情である。これを考へたり、穿鑿したり、説明したりする必要は毫もありません。これがまた、この感情が世界中共通である一因であるのです。實に母に對してこんな感情を持つて居ない人は不自然な人であります。こんな人の心は屹度多少悪い所があります。

次にまた左の如き諺もあります。これは一寸諸君に解りかねるかも知れませんが、  
各の母の子は皆美し。

諸君はこの諺を可笑しいとは思ひませんか。世には美しい子供も居れば、また美しくない子供も居ます。しかるにこの諺の通りだと美しくない子は世に一人も居ないことになりはしませんまいか。

併しこの諺の意味はそんなことをいつたのではありません。これは凡ての母は、その子が美しい美しくないに拘らず、同様に愛する即ちその子の容貌の如何によつて愛情を變へるやうなことは決してないといふ意味であるのです。言葉を換へていへば、母が子愛するのは自分の子であるからである。即ち我が子であるといふ事實のため、單にその子が偶然持つて生れた容貌のためではないのであります。故に母には、自分の子は何時でも美しく見えます。即ち母は我子の外面を見ずして、内側を見るのであります。

格言

子等は立ちて母の祝福を呼ぶ。父も亦しかしつゝ、彼女をたふ。

本章の要點

- 一 父は體力の點に於いて及び家族のために生計を營む資を得ることをその義務とせしめた能力の點に於いて母よりも優つて居ること。
- 二 母は男子程の體力を持つて居ないから一層注意して孝養を盡さねばならぬこと。
- 三 母は父程に自分の用を辨することが出来ぬから年老いた母に對して孝養を怠るのは父に對して孝養を怠るのよりも一層悪いこと。
- 四 母が力がないために罰することが出来ぬならばその命令に背くは一層悪いことであること。
- 五 母は體力こそ弱い但我々のために盡して呉れる時また我々のために我慢をする時には非常に強いこと。——そして我々はこの力を精神の力または意志の力と稱すること。
- 六 母は普通我々のために家族的精神を作つて呉れること、そして母は家庭の女王であること。

あること。

- 七 家庭の女王なる母は我々に嚴格にその命令を守らせはするが兎に角愛情を以て我々を支配すること。
- 八 我々は母に對して忠實でなければならぬこと、即ちその欲する通りにせねばならぬこと。

職分

- 一 母は男子程強からざるが故に、我等は一層注意して母に仕へざるべからず。
- 二 母は我等のために忍ぶ精神の力を有するが故に、我等は母を尊ばざるべからず。
- 三 我等は母といふれこそかなる事實を信ずるが故に、母を尊ばざるべからず。



詩歌

我が搖籃の裡に眠る時

我が幼き頭を眺めつゝ、

愛情の涙を澗ぎしは誰ぞ。

我が母。

我が眠りて眼を閉づる時

快き子守歌を歌ひつゝ、

泣かさじと我を搖りしは誰ぞ。

我が母。

我が病み煩ひて泣く時

我がたるき眼を睜めつゝ、  
我が死ぬを怖れて泣きしは誰ぞ。

我が母。

我が人形に美き衣を纏ひ、  
我に面白き遊戯を教へ、  
常に我が言に注意せしは誰ぞ。

我が母。

我が倒れし時我を起し、  
我がため面白き物語をなし、  
あるはわが頬を吸ひしは誰ぞ。

我が母。

かく計り我を勞りし君を、  
 我はた勞りなくさめむ、  
 我が生命のあらむかぎり、  
 我が母、

また君の頭重かる時、  
 此度は我御身の傍に侍りて、  
 愛情の涙をば灑がむ。  
 我が母、

君老いて衰へむ時、  
 我が腕は君が柱となり、

かくて我は君の苦を柔げむ、  
 我が母、

教師への注意

茲に特に一章を設けて、母に對する義務を論じたるは、母の恩は父の恩よりも更に大なりとの意を暗示するが如きを以つて、一見失當の所置の如く見ゆることあらむか。されど我が特に母の恩を説けるは、さる意ありてにはあらず、只萬國に共通なる一つの感情を捉へ、人類の歴史によりて生じたる教訓若しくは眞理の一を拾へるのみ。實に現今に於いては、世人皆母たる位置に、特に多少神聖なるものあるを認む。我等は兒童等をして、母子の關係は必然に父子の關係よりも密なりと感ぜしめむとするにあらず。たゞ實際の事實をその儘に述べたるに過ぎず。普通母が兒童のために苦しむ、兒童のために堪ふる所は恐らく父よりも一層多かるべし。家庭的精神を作るもまた母なり。されど茲に我等が何よりも第一に欲する所は、少年をして精神の力の甚だ重んずべき

を知らしむる機會を獲ることなり。禽獸界に於いては我等は母たることの神聖なるを認めず。彼等の間にては獸的の力の勝れたるを以つて優れりとなす。我等は兒童をして、我等が他の動物よりも勝れたりといふ事實より推して同じ人類の間にも高低の差あることを了解せしめむと欲す。即ち我等が禽獸よりも勝れたりといふ事實よりして體力の劣れる場合と雌精神の力の甚だ重んずべきを認むるなり。我等はかくの如き方法によりて、講義を家庭のことに限らず、さらに廣き教訓を與ふるを得べし。我等はまたこれを男子の場合にも適用して論ずるを得。その例證として、體力弱けれと智力非常に強き人若しくは同じく體力は劣れども、怖るべき意志の力を有せる人などを引くを得べし。而して我等は、さきに母が兒童のために、その精神の力に因りてなせる所のものを指摘したる如く、また此等の人が社會に於いて、おなじく精神の力によりて我等がためになせる所のものを示すを得るなり。總じて我等の論ずる題目は常に家庭及びこれに關せるものを以つてはじまれども、また更に歩を進めて家庭外に於ける教訓をも與ふるを得べし。我等は本章に説く所を感情に馳せすぎたるもの

と見えしむるを欲せず。故に我等はこの問題を取扱ふに當りて、これに威嚴と品位とを與へざるべからず。我等はまた説明をなすに必要以外のことに涉らざる様注意せざるべからず。かの母を家庭の女王として論ぜる條の如き、餘談に涉るべからず。この條は唯一層感情を強めて、以つて前節に説ける所を確かにせんがためなり。總じて教師は自らよしと信ずる所に從つて多少變更するを得。説明圖としては、兒童の群に圍まれたる母の様を描けるものを示すべし。終に掲げたる詩は、老幼共に讀みて興味を覺ゆべし。この中には、人類の記録中に、三千年が間集積せる感情と經驗とを收めたる。

### 第十章 成人後に於ける父母に對する義務

#### 俚諺

- 子は貧しき人の財寶なり。
- 小さき子と頭痛大きな子と心痛。
- 子のために幸福なる人は幸福なり。
- 子孫は老いたる人々の冠冕なり、子等の光榮は祖先なり。
- 汝の父が定めたる境界標を動かすこと勿れ。
- 我等が父の墓は我等の短き記憶の中にある、而して如何に我等が我等の死せる後に生殘れる人の間に葬り去らるゝかを語る。

#### 講話

我々が大きくなつた時父母に對して負ふ服従の義務は全く子供の時と同様である

かといふに、さうでない。然らばその違つて居る理由は何かといふに、我々の境遇は子供の時とは變つて居ます。即ち我々は更らに多くの經驗を持つて居ますから、大きくなつたら、人の指揮を受けずに、自分のことは、自分で判断するやうに力めた方が我々の爲です。また人は自分のことは自分で處置しなくては、世に立つて進歩することが出来ません。だから我々は大きくなつた時は、子供の時と同様に、全く父母のいふがまゝにせねばならぬといふことはありません。

然らば我々は大きくなつた時は、全く好きな通り自由に行動してよろしいでせうか。そして父母の願望に對する我々の義務は、その他の人の願望に對するのと全く同様でせうか。

私は、我々が兩親に服従すべき第一の理由として、何と申した、兩親は我等の父、我等の母なるが故に、服従せねばならぬ、といったのを諸君はよもや忘れはなさるまい。即ち我々は大きくなつた時でも、他人に對しては負うて居ない義務を、兩親の願望に對して負うて居るのであります。何故かといふに、よし我々が大きくなつても、兩親は矢張兩

親ですから、

然らば我々が兩親の願望に對して負ふ義務とは何でせう。

若し我々は兩親に對して謙遜でなければならぬといつたらば如何でせう。

この謙遜といふ語はすでに用ゐたことがありますがこの語の意味はどんなことかといふに服従とは異つて居ます即ち他人に對するよりも一層多く兩親に對して謙遜であるといふのは兩親の願望に對して非常の尊敬を拂ふといふことであります。

今假りに諸君が大きくなつた時に諸君の友達または知人が何事か諸君に忠告を與へたとする同時に諸君の阿父さんや阿母さんもまた同様に忠告を與へたとすればどうでせう。その時諸君はどちらの方の忠告に對して一層多くの注意を拂ふべきでせうかまたその忠告に従ふことが出来ぬ時にもこれを放棄することに就いて一層慎重の態度を取らねばならぬのはどちらでせう。

いふまでもなく兩親の忠告に對して一層多くの注意を拂はねばならぬと諸君は仰しやるでせう。しかしそれは如何な理由でせう。如何した方が諸君のために利益で

あるかといふことに關して諸君の兩親よりも知人の方が更によく知つて居るといふことはあり得べからざることでせうか。いやさうでない。しからは知人よりも兩親の忠告に一層注意せねばならぬといふのは外に理由がなくてはなりません。

たとへば若し諸君が大きくなつて選舉人となつた時諸君の阿父さんとは反對の黨派に屬したとすれば如何でせう。諸君のこの行動は間違つて居ますまいか。

勿論間違つて居ません。何故かといふに我々は成人の後には自分の事は自分で判断せねばなりません。

併しそれは兎も角我々は父と反對の黨派にはいらうと決定するには父と同じ黨派に屬さうとする時に比べて一層深く熟慮せねばなりません。

所でそれは何故でせう。こんなことに關して他の人が我々の父よりも一層よく知つて居るといふことはあり得べからざることとてせうか。

否事實は全く反對で世には我々の父よりも一層多くのことを知つて居る人が澤山居ます。然らば我々は直ちにそんな人の黨に行かねばならぬやうに思はれますが却つ

てさうでなく、父の黨派に與するよりも他人の黨派に屬することに就いて一層多く熱慮せねばならぬといふのは何故でせう。これにも外に理由がなくてはなりません。その理由は外でもない、我々は我々の兩親に對して謙遜でなくてはなりません。

次にまた我々が大きくなつた時に、こんな事柄に關して兩親よりも我々の方が一層よく知つて居るやうなことはあるまいかといふに、これもまたあり得ることです。この時我々が兩親の意見に背いて自分の判断に従ふのは正當なことであります。が併し我々はその際多少熱慮せんければなりません。

諸君はかつて成人した人が、自分の父母の信心を嘲りの口調で話すのを聞いたことがありませんか。そんな時諸君はどんなに感じますか。かやうな人は實に卑しむべき人ではありませんか。勿論我々は時として、ある特殊の問題に關して、父母と意見が合はないやうなことがあるのは免れ難い事です。何となれば人は何事に關しても全く一様に考へるといふことは到底不可能の事ですから、併し我々の兩親が神聖と思

つてゐることを笑話になぞするといふのは果して當を得たことといへませうか。

次に我々が大きくなつた時父母の習慣を棄て、他の習慣に従ふのは正しいか、どうかといふに、これもまた我々は我々が自ら好いと信ずる所に従はねばなりません。よし父母がそれを非常に嫌つて、そんなことはして呉れるなといつても、それでも自分がよいと思ふ判断に従ふのがやはり正當な事です。が併し、父母の切なる願ひを耳にもかけず、さつさと自分の思ふ通りにするのはよろしくない、我々はそれを決定する前一層深く熱慮しなければなりません。何故かといふに、これらのことは父母の仕來りの習慣であつたのですから。

多くの人の中には、自分の父母の着物の着様とか話態とかをさげすむやうな口調で話すものもあります。所でこんなことをいふ人と、昔風の態をして居る父母との中間、づれが一層さげすむべきかと諸君は思ひますか。

諸君は汝の父の定めたる境界標を動かす勿れ、といふ諺を御存じですか。これは土地の境界のことをいつたもののやうに思はれますが、眞の意味は、我々が父母の仕來り

の習慣を止める時には、他人の習慣を止める時に比して、一層深く注意せねばならぬといふことをいつたのであります。即ち我々は何時でもこの覺悟でなくてはなりません。

さて兩親が非常に年を取つた時には我々は兩親に對してどんな義務がありませうか。諸君はかつてこの點に就いて考へたことがありますか。我々は自分の幸福のためまたは自分の妻子のためにのみ我々のすべての時間を費してよいでせうか、そして年老いた兩親の世話は少しもしなくてよろしいでせうか。それとも諸君は、年老いた兩親が自分で自分の世話をしかねるやうになつた時は、我々が代つてこれをなすべきものと思ひますか。即ち我々は義務として兩親を養はねばなりませんまいか。

こんなことを尋ねるのはむしろ愚の極でせう。老衰した兩親のことを考へる時同時に自分のことを考へる人が居ませうか。此場合には義務などの考へは全く不必要です。人は只當然のこととして兩親を養ひます。例へば併し我々はそのために大なる犠牲を忍ばねばならぬとすれば如何でせう。

そのために我々の家庭の幸福を傷けられる事があつたとする即ち兩親を我々の家庭に引き取らねばならずしかも家に餘分の室がないとしたらどうでせう。

譯者曰——この節彼我が家族組織に差異あるため直ちに我國の場合に適用しがたき所あり教師の注意を煩はす。

併し我々は如何なことがあつても兩親が食ふことも飲むことも着ることも出來ずに困つて居るのを知らぬ顔にうつちやつておく譯には行きませぬ、そしてこれがためには自分または自分の妻子の上にかゝる少し位の不都合は我慢しなくてはなりません。

併し老衰した父母が非常に遠方にはなれて住んで居るために之を自分の家に迎へて扶持することが出來ない時はどうかといふに、たとひそんなことがあつても子供が兩親を養はねばならぬといふ義務は決してなくなりません。これを要するに以上の様な状態の下には成人した子供は兩親を助けるためには自分の不都合を忍び快樂を犠牲に供するつとめがあるのです。

所て世の中には善い人ばかりは居ない中に感心の出来ない人も澤山居ます。さうして今申したのと全然反對のことが往々見受けられます。即ち子は愉快に暮して居るのに、食ふことも着ることも出来ずに困つて居る親が澤山居ます。しかし諸君はさうらしく御存じあるまい。こんな行ひは實に言語に絶えた悪徳です。そして、こんな子は世間からいやしめられます。かつ彼等は自尊心を失つて居る人と云はなければなりません。側から考へると、こんな無情な子はありさうに思はれませんけれども、實際世にあることなんです。

次にまた年寄つた両親が食べたり着たりするのに困つて居るといふ程のことはなくとも、それでも樂な方ではなく、所謂貧民といふものになりさがつて何處かの町の裏店で、その日暮しをして居るのにその子は食ふにも着るにも費澤を盡して居るのがあります。諸君はそんなことはありさうに思はれないと仰しやるかも知れぬ。さやう、私もどうしてこんな子が居るか、とあやしんで居ます。こんなことは實に一寸考へるさへぞつとする位です。しかし悲しいことには、そんな事實がたんと世の中にあるの

です。

所て自分の都合さへよければ、親はどんな難儀をしたつて些も構はぬといふやうなそんな利己的の行爲に對して申譯となるやうな理由がありませうか。いな、如何な理由でも、こんな行爲を是として許すことが出来ません。

然るにまた同じ利己的の子供の中でも、上にいつた程のものでないものもあります。即ち彼等は両親と同じ所に住つて居る間は孝養を怠るといふほどの悪徳はない。併し成人の後、數百里もしくは數千里を隔てた遠い國に移つたとすれば如何でせう。思ふに彼等が若し利己的の性質の子供であつたならば、かくの如く遠くはなれて居ては、年が経るに従つてだん／＼に両親を思ふ度合が減じてまゐります。そしてはじめは自分では忘れようなどいふ考へは毛頭ないとしても、あのづからだん／＼両親のことを全然思はなくなつてしまひます。然らば、成人した子供は如何な状況の下にある時にか、両親の事を忘れまいと特に注意すべきでせうか。即ち、両親と同じ町もしくは同じ村に住んで居る時でせうか、或は



遠方に離れて住んで居る時でせうか。これは申すまでもないこと、遠くはなれて住んで居る時は別して忘れやすいです。

思ふに諸君はこれからだん／＼大きくなつて、そして諸君自身の家庭をおつくりになるでせう。然もこの事が諸君の阿父様や阿母さんを忘れても好いといふ理由にはなりませぬ。

然らば諸君が大きくなつて兩親と離れて住むやうになつたとき兩親を忘れないために諸君がなしうることは如何なことでせう。今茲に數へて見ませう。屢々手紙をおくるといふことが一つ、一寸した贈物をするといふことが一つ、屢々兩親の所に行つて、對面するといふこともまた一つです。

また老人の喜ぶやうな、おもしろいことをかしいことをいつて娛しませるのもその一つでせう。一體人はひとく年が寄れば小兒の昔にかへつて子供が喜ぶやうなことを見たり聞いたりするのを喜ぶやうになります。それを我々から見れば子供らしく見えるかも知れぬ。所で我々はその時經驗ある一人前の人となり兩親は年寄つて我

我よりも判断力が弱くなつて居ます。然らば我々は兩親がそんな小兒らしいことを喜ぶのを止めねばならぬかといふにさうでなく、我々は却つて兩親の喜ぶやうに仕向けねばなりません、なぜかといふに彼等は我々を生んだ父母ですから。

さて今かりに茲に一人の子供があつて、小さい時に養子に貰はれ家族の一人として養父母に待遇せられた、そして大きくなつて社會に出るやうになつて兩親に手紙をやつたり贈物をしたたり、面會に行つたりすることを怠つたとする。同時にまた一方に實の子があつて、これもまた同様に兩親に對するつとめを怠つたとする。然らばこの

二人の中、いづれが一層見下げた行ひでせう。

諸君の中には養ひ親は生の父母よりも恩が深いから、養子がそんな怠りがあるのは一層悪いとおつしやる方もあるかも知れぬ。併し更に考へていたゞきたい養子と實子とは全く同じやうに兩親を尊敬すべきでせうか。恐らく諸君は全く同じではないと仰しやるでせう。果してさうだとすれば、誠の子が兩親に孝養を怠るのは養子が怠るのよりも一層惡徳の事ではありますまいか。

今假りにある兩親が、その子の孝養を怠つたために病氣となり、そして我が子の不孝なのに失望のあまり死を早めたとすればどうせう、かくの如きは親殺しの一種ではありますまいか。

諸君は、その子が親が失望して早く死ぬやうにと、故意と不孝をしたのでない限り決して親殺しとはいへないと仰しやるかも知れぬ。併し私は茲に、その子の不孝がそんな意向があつての上であるか否かを問ふのでない。總じて子なるものは常に兩親に對して尊敬の意を現すといふ意向を生涯心から放さぬやうに心掛けて居なければなりません。

次に諸君は、

小さき子と頭痛、大きな子と心痛

といふ諺をかつて聞いたことがありませんか。この諺の意味は一體どんなこととせう。よく注意して一語々々檢べて御覽なさい。その前半、小さき子と頭痛とは小さい子は頭痛をすることが多いといふことを言つたのでせうか。

否さうでない、その意味は家庭に於ける小さき子の世話をするために、兩親はしばしば頭痛を煩ふといふことです。何故かといふに、兩親は我が子の世話をするために、自分らの養生を怠り、健康を害し、身を疲らしますからです。

次にその後半の、大きな子と心痛といふのは、何な意味かといふに、成人した子のために胸をなやますことが多いといふことです。即ち子が成人した後、彼等のためにひどく働いたり、病氣の介抱をしたりして、そのために頭痛を起したり、身體を疲らしたりすることはあります。併しその子が不行狀だとか、或は品性が卑しいやうなことがある時には、兩親の失望は非常なもので、昔子のために身體をいためた時よりも、更に一層強い苦しみと悲しみとを受けるといふことをいつたのであります。

この諺は實に以上のやうなことをいつたのであります。悲しむべきことには、これが事實として、世間に屢々見受けられます。只我々は切にこんなことがなからんことを祈るの情に堪へません。所で諸君はまた子供が年寄つた父母に甚だ親切を盡して居るのを御覽になつたこ

とがありませう。諸君はこれを見て非常に尊い行ひのやうに思ひましたか。即ちかくの如く兩親を大事に思ふ人は並に善徳の人でせうか。否必ずしもさうでない彼等はたゞ何人でもまさにさうなくてはならぬことをして居るのに過ぎないので取り立てゝ褒めるほどの價值のある行ひではないのであります。

諸君は成人した人が普通に感ずる最も大なる悔恨は何だと思ひますか。云ふまでもなくそれは自分が愛して居た人がなくなつたために最早その人のために盡すことが出来ないといふことであります。そして世間の人の多くは、父母が死んでしまつて、如何に悔いても嘆いても、もはや及ばぬときになつて、こんな後悔をします。だから諸君は兩親が存生中に出来る孝行をして、そのなくなつた後にはじめて氣がついてもはや如何ともすることが出来ず生涯の悔を遺すやうなことがないやうに心掛けねばなりません。

格言

少年の美點はその力にあり、老人の美點はその白髮にあり。

本章の要點

一 成人した後の子が父母に對する服従の義務は子供の時のとは全く同様ではないこと。

二 子は成人した後も兩親を尊敬せねばならぬとめがあること。

三 成人した子は兩親の意見と反對の行動をせねばならぬ場合でも、やはりその意見に對しては尊敬を拂はねばならぬこと。

四 成人した子は、父母が神聖と思つて居る事柄に就いて話す時には充分の尊敬をはらひ、決して輕蔑的の口調を用ゐるやうなことがないやうに注意せねばならぬこと。

五 成人した子は、よしそのために自分の大なる犠牲を忍ばねばならぬことがあつても、年老いた兩親をして、食べたり着たりするのに困窮させるやうなことがあつてはな

らぬこと。

六、成人した子は、遠方の國に離れて住つて居る場合には、特に兩親を忘るゝやうなことがないやうに注意せねばならぬこと。

七、成人した子は、絶えず兩親を思つて居るといふことを示すために、時々兩親に手紙を遣つたり、贈物をしたり、また訪問をしたりせねばならぬこと。

八、兩親に對して孝養を怠れば、兩親がなくなつた後、生涯忘れることの出来ぬ悔を遺すこと。

職分

一、我等が成人の後、兩親が我等の補助を要する時は、我等はその要求を充さざるべからず。

二、我等は、我等がなし得る些少の奉仕によりて、兩親の世を終ふるまで、彼等に對する變らざる愛情を示さざるべからず。

三、我等は、兩親をして幸福なる晩年を有せしめむために、我等の力のあらん限り、盡さざるべからず。

四、我等は、成人したる後、別居することある時は、屢々兩親を見舞ひ、彼等に對する我等が變らざる愛情を示さざるべからず。

五、我等は、死に至るまで、兩親に對して忠實ならざるべからず。

詩歌

さらばなり、天の光に

かゝやきし、崇高き屋根よ。

さらばなり、夜の暗をば

破りたるなつかしき火よ。

かの屋根は、すでに隠れつ、

いはやく、入江を後に、

大洋の中に來りぬ、

故郷の家をはなれて、

遠くく。

さらばなり、せはしき市も、

とめる人賢き人も、

なつかしき眼に湛へたる

微笑も、眉の顰みも、

今は早やすべて消えたり、

立ちさわぐ波のまにく

かしらをば跳らしつゝも、

潮路をば船はいそぎぬ、

遠くく。

さらばなり、なつかし母よ、

あゝ君がいつくしみには

夜光る寶の玉も

いかてかは償ひ得べき、

されど今は我が頬に君が

接吻の痕も止めず、

大浪を跳り超えつゝ、

翼張る船は翔りぬ、

遠くく。

さらばなり、我に信實なる

同胞未みじかなる

生涯の君等あらでは

如何ばかりさびしかるらむ

悲しみに一人沈めは、

皆共に愛へたりしか

渡津海は我等をへだて、

我は今さかり來れり、

遠くく

(作者不詳)

教師への注意

本章に於いて我等は注意して扱はざるべからざる問題に入れり。現代社會の趨勢を思ふに、この問題は頗る重要なことに屬す。即ち現今にては、前世紀に比して家族が四方に離散すること増加し來り家庭の團結の斷絶は一層甚だしくなれり。従つてこれがために人の品性に及ぼす影響も亦等しく大なり。さればかゝる新狀態の下には

子が親に對する義務の怠慢は甚だ嚴格なる問題たり。人若し老いたる貧民の群を描ける繪を見れば必ずや彼等が子は何處にありやとの疑問を起すなるべし。而して我等は多くの場合に於いてかゝる人々の子等が何處にてか樂しき月日をおくりつゝあるならむと信じて疑はず。同時にまた親が子に對して同様の怠慢を働きつゝあることもあるべし。されど目下の狀態にては、子の方の怠慢が更に甚だしきが如し。我等の問題はこれを分ちて二となすを得べし、一は成人後に於ける親子間の一般關係二は老境に於ける兩親に對する義務即ちこれなり。されど教師はものが心中にてのみこの區分をなし生徒と問答するに際してこの二面の問題をば同時に論ずべきなり。次に本章に於いては多くの種類の繪畫及び例證を示すは甚だ緊要なりとす。總じて本章に述べたるものは單に骨格に止まれるのみ。その肉となるべき多くの他の問題は時と場合とに應じて説き示すべし然もこれをなすには多大の注意を用ゐざるべからず。而して更に一時間若しくは二時間の課業を成人せる子が親に對する種々の奉仕の條目を作ることに費すを可とす。且この際我等はまづ親子が同一の市内に居住して屢

相會するを得る場合に就きて論じ、しかる後遙かに相離れたる場合に論及することを得。而して後の場合に於いては、人は動もすれば親を忘れ、親に對する義務を怠り易き傾向あるとよく説明して、嚴に警めざるべからず。されど茲に教師の留意すべき他の問題あり。即ち務の怠慢はひとり子の側のみに限らず、同様に利己的たる親も亦存することあり。人は自己に對する義務を有し、自己の發展のためになさざるべからざる務あることは看過すべからざる事實なり。然るに子の全生涯が利己的なる親のため犠牲に供せらるゝ例なきにあらず。こは男の子よりも女の子の場合に特に多きが如し。即ち女子の一生が親の犠牲となりて、その青春の時代に於いて已に破壊せらるゝの悲運に陥ることあるは、我等が偶に目睹する所なり。我等はかゝることを極端なる自己犠牲としてこれを許容せざるべからず。同時に我等はまたかゝることは例外にして、その一般の傾向はむしろかゝるものにあらざることを知らざるべからず。總じて親が子のために自己を犠牲にする性質は本能的のものにして、太初以來人類の天性中に深く根ざせるものゝ如し、あらず獨り人類のみに限らず、動物界にすら此性質の

存せるは我等が熟知する所なり。されどこれに反して、子の老境にある親に對する孝心は養成せらるべきものにして、普遍的のものにあらず、また本能的のものにもあらず。されば兒童を教育するにあたりては、特にこの方面に重きを置かざるべからず。我等は例外を許し、ある事情のもとには警戒を興ふことを得。然れども全體として、子が成人後親に對する職分と義務とを極めて嚴密に説くの安全なるに如かず。説明圖としては、その子に孝養を怠られたる老いたる貧民の群を描けるものを示すよりよきはなし。而してこの繪に、彼等の子等は何處にありや、と題するも可なるべし。また一方に子等が老いたる親に孝養を盡しつゝある繪をも示すを得ば、甚だ可ならむ。我等はまた祖父母が家庭生活の中心となれる快き繪を示すを得。

家庭に於ける職分上編終

明治四十年十月三十日印刷  
明治四十年十一月五日發行

家庭に於ける職分上編  
定價金五拾錢

著 者 吉 川 秀 雄

發 行 者 山 縣 操

東京市本郷區駒込四片町拾番地

印 刷 者 島 連 太 郎

東京市神田區美土代町三丁目一番地

印 刷 所 三 秀 舍

東京市神田區美土代町三丁目一番地



發行所

東京市本郷區駒込西片町十番地  
電話下谷二千四百五十三番  
振替貯金口座番號第三五五

内外出版協會



# 偉人研究

## 第六編 第一宮尊徳言行録

中里介山編

▲再版

定價 金參拾錢  
郵稅 四錢

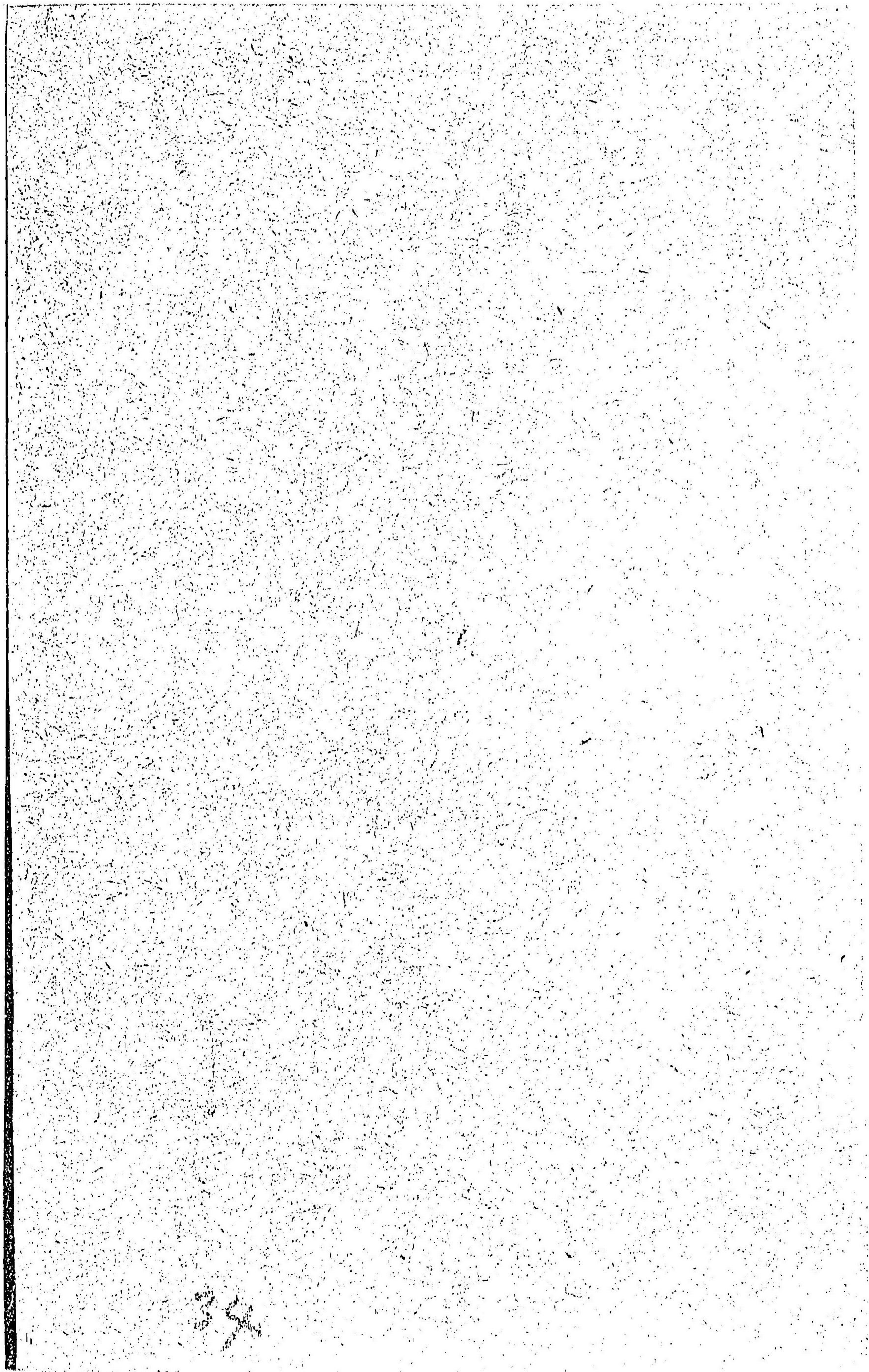
<p>(第一編) 中里介山編 リンコーン言行録 ▲第四版 定價 金參拾錢 郵稅 四錢</p>	<p>(第二編) 中里介山編 トルストイ言行録 ▲增補三版 定價 金參拾錢 郵稅 四錢</p>	<p>(第三編) 中里介山編 ガールワールド言行録 ▲再版 定價 金參拾錢 郵稅 四錢</p>	<p>(第四編) 中里介山編 フランクリン言行録 ▲新刊 定價 金參拾錢 郵稅 四錢</p>	<p>(第五編) 中里介山編 グラッドストーン言行録 ▲新刊 定價 金參拾錢 郵稅 四錢</p>	<p>(第六編) 加藤信正編 ローズヴェルト言行録 ▲新刊 定價 金參拾錢 郵稅 四錢</p>	<p>(第七編) 百島冷泉編 ワシントン言行録 ▲新刊 定價 金廿五錢 郵稅 四錢</p>
--	---	---	--	--	---	---

元版 東本郷區駒込西片町十番地 (振替貯金口座番三五五) 内外出版協會

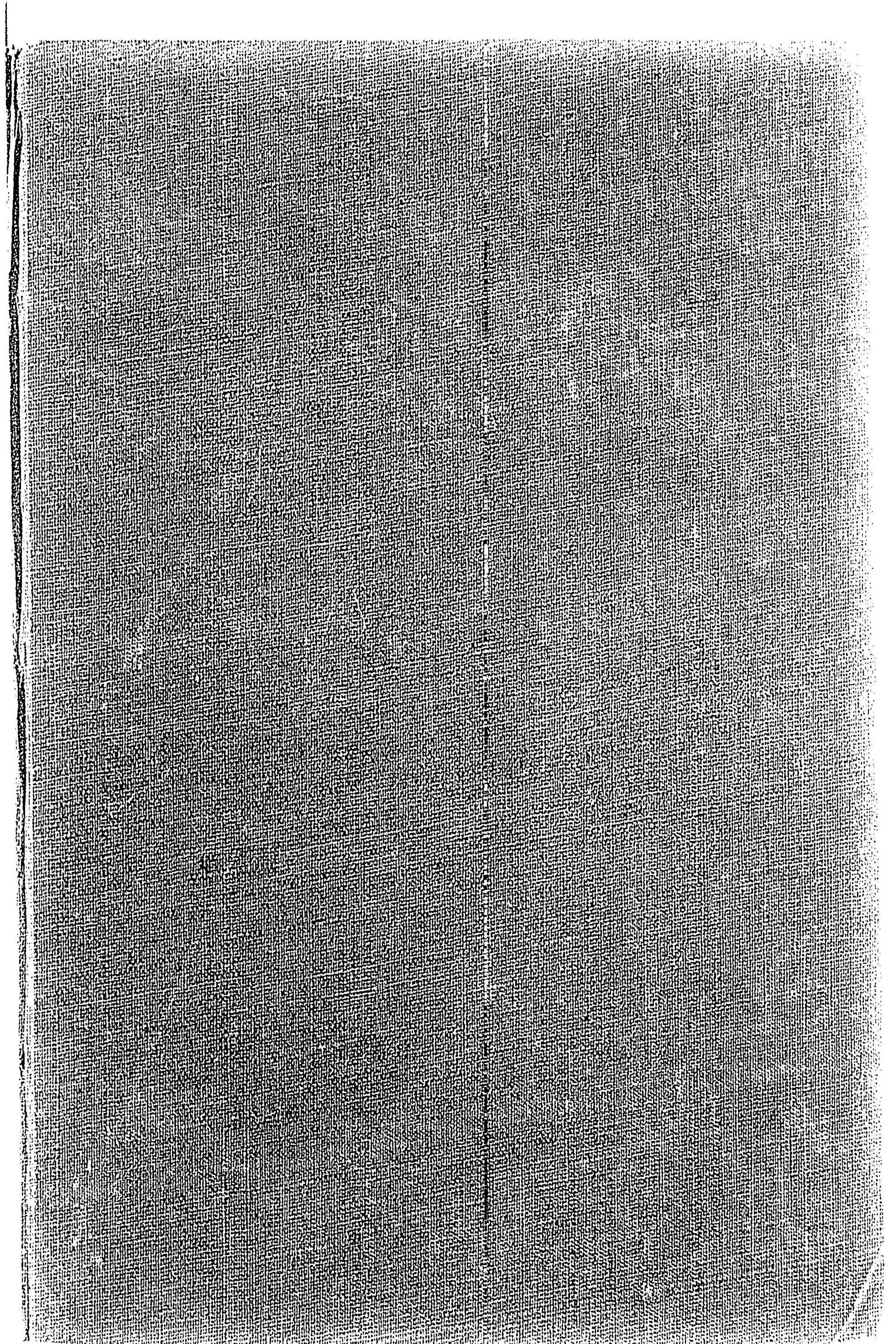
<p>○家庭の新風味 堺利彦著 定價 金壹圓 郵稅 八錢</p>	<p>○家庭夜話 堺利彦著 竹村修譯 定價 金壹圓 郵稅 八錢</p>	<p>○家庭講話 グレンセント原著 布施知足譯 定價 金五拾錢 郵稅 四錢</p>	<p>○家庭青年氣質 スウエル原著 本田増次郎譯 定價 金參拾錢 郵稅 四錢</p>	<p>○黑馬物語 ヘレン・ケラー原著 塚原秀峰譯 定價 金五拾錢 郵稅 四錢</p>	<p>○樂天主義 ヘレン・ケラー原著 皆川正禮譯 定價 金貳拾五錢 郵稅 四錢</p>	<p>○わが生涯 ハーデイ原著 竹村修譯 定價 金五拾錢 郵稅 六錢</p>	<p>○青春の佳期 アドラー原著 水島靜處譯 定價 金八拾錢 郵稅 六錢</p>	<p>○人道と天道 ベンクス原著 畔上賢造譯 定價 金參拾錢 郵稅 四錢</p>	<p>○理想の紳士 定價 金二十五錢 郵稅 四錢</p>	<p>○人生の實務 ハーデイ原著 吉川潤二郎譯 定價 金五拾錢 郵稅 六錢</p>	<p>○人生の福音 ソグネー原著 大原英次郎譯 定價 金五拾錢 郵稅 四錢</p>	<p>○有用の生涯 コーレル原著 河面仙四郎譯 定價 金四拾錢 郵稅 四錢</p>	<p>○向上の生涯 吉川潤二郎譯纂 定價 金五拾錢 郵稅 六錢</p>	<p>○天真の生涯 トライン原著 山縣悌三郎譯 定價 金參拾錢 郵稅 四錢</p>	<p>○東洋文明論 ノックス原著 若宮卯之助譯 定價 金貳拾五錢 郵稅 四錢</p>	<p>○英語自修論 パーマー原著 山縣悌三郎譯 定價 金貳拾五錢 郵稅 四錢</p>	<p>○讀書の趣味 ボードウキン原著 生田弘治譯 定價 金七拾錢 郵稅 六錢</p>	<p>○成功の基礎 マーデン原著 内外出版協會譯 定價 金二十五錢 郵稅 四錢</p>	<p>○立志の動機 テイヤー原著 若月保治譯 定價 金五拾錢 郵稅 六錢</p>
--	---	---	--	--	---	--	--	--	--------------------------------------	---	---	---	---	---	--	--	--	---	--

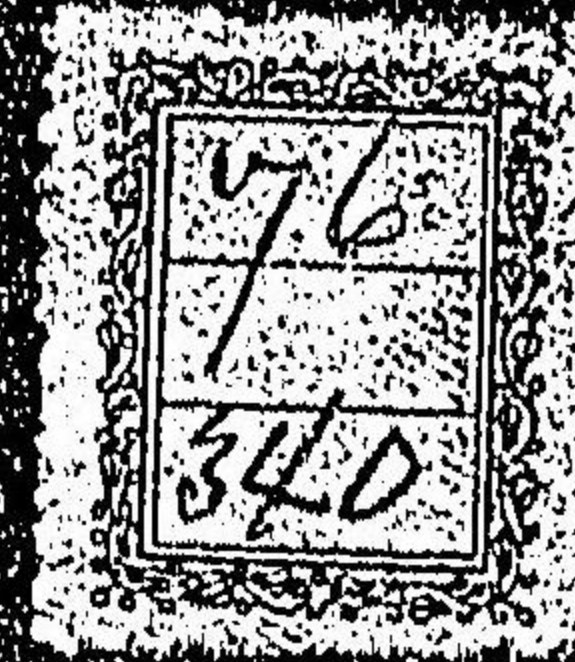
元版 東本郷區駒込西片町十番地 (振替貯金口座番三五五) 内外出版協會





76
340





3 1 0 6 1 7 - 0 0 0 - 0

7 6 - 3 4 0

家庭に於ける職分  
上編

ウォルター・エル・  
シェルドン 著

吉川 秀雄 訳

